

茂原市学校再編基本計画 【第二期】

案

令和8年2月17日

茂原市教育委員会

令和8年〇月

茂原市教育委員会

目次

I	計画策定にあたって	
1.	これまでの取組	2
2.	計画策定の趣旨	4
3.	計画の位置付けと期間	5
II	茂原市立小中学校の現状と今後の見込み	
1.	児童生徒数の現状と今後の見込み	6
(1)	学校ごとの児童生徒数の推移	6
(2)	児童生徒数の推計方法	7
2.	活力ある魅力的な学校づくり	8
(1)	小中一貫教育の推進	8
(2)	コミュニティ・スクール	8
III	学校再編の基本的な考え方（基本方針）	
1.	現代の学校教育に求められるもの	9
2.	小規模校のメリットとデメリット	9
(1)	小規模校のメリット	9
(2)	小規模校のデメリット	10
3.	学校再編の考え方	11
4.	学校再編の基本方針	12
5.	望ましい学校規模「小中学校の適正規模」	13
6.	学校再編を検討する目安「許容できる学校規模の下限（許容規模）」	13
(1)	茂原市立小中学校の許容規模	14
(2)	学校規模ごとの基本的な方向性	15
(3)	複式学級について	15
7.	小規模校の活性化	16
8.	地域協働を導入した学校再編	16
(1)	地域協働による取組	16
(2)	中学校区を枠組みとした地域と学校の懇談会	16
(3)	合意に基づく実施計画	16
9.	通学区域（学区）の検討	18
10.	その他	18
IV	資料	

I 計画策定にあたって

1. これまでの取組

全国的な少子化により、年少人口の減少が進行する中、小中学校が小規模化し教育条件への影響が出ることの懸念から、文部科学省では、学校規模の適正化の検討のために「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を平成 27 年 1 月に策定しました。

これを受け、市教育委員会においても、義務教育では一定の集団規模が必要であるとして、同年 3 月に「茂原市立小中学校の適正規模」を定め、これに基づいて、「茂原市学校再編基本計画」を平成 29 年 3 月に策定し、より良い教育環境の確保を目指して取り組んできました。

〈これまでの主な取組〉

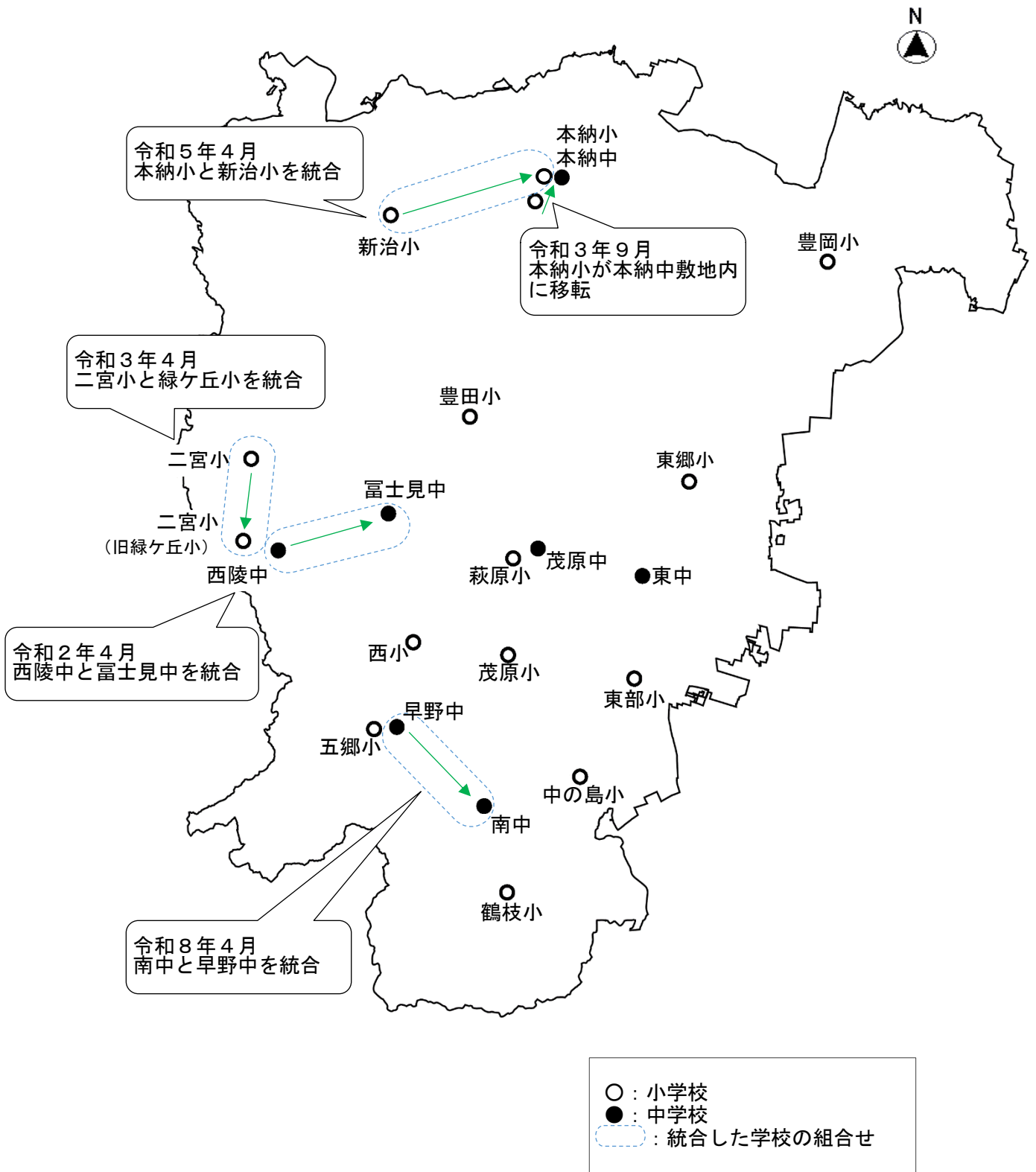
平成 27 年 3 月	「茂原市立小中学校の適正規模」を決定
平成 29 年 3 月	「茂原市学校再編基本計画」を策定
平成 30 年 3 月	「茂原市学校再編第一次実施計画」を策定
令和 2 年 4 月	西陵中学校と富士見中学校を統合
令和 3 年 4 月	二宮小学校と緑ヶ丘小学校を統合
令和 3 年 9 月	本納小学校を本納中学校敷地内に移転 施設一体型の小中一貫教育を開始
令和 4 年 1 月	「茂原市学校再編第二次実施計画」を策定
令和 5 年 4 月	本納小学校と新治小学校を統合
令和 8 年 4 月	南中学校と早野中学校を統合

統合を行った学校では一定の集団規模を確保することで、新たな人間関係を作り上げる力の育成や、多様な考えに触れ、互いに切磋琢磨する環境を確保することができました。

また、統合に合わせた学校施設の大規模改修やスクールバスの導入などにより、子供たちが安心して学校生活を送ることができるように環境整備を行いました。本納小学校と本納中学校では、施設一体型の利点を活かし、小中一貫教育の効果的な実施により、子供たちの学びの質の向上を図っています。

当計画に基づく 9 年間の取組により、本市の小学校は 14 校から 12 校に、中学校は 7 校から 5 校になりました。

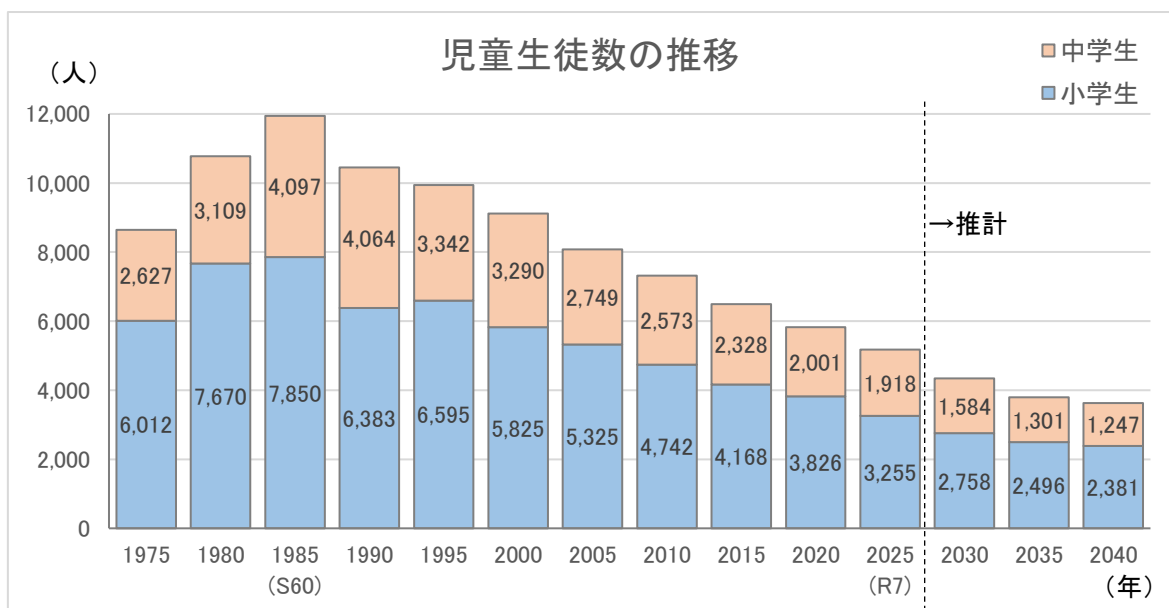
学校再編の実施状況



2. 計画策定の趣旨

これまでに、平成29年度から令和7年度までの9年間を対象とした「茂原市学校再編基本計画」を策定し、小中学校の適正規模の維持に取り組んできました。

令和7年度をもって当基本計画の計画期間は満了しましたが、少子化等の影響により、本市の児童生徒数は今後も減少が続き、多くの小中学校で小規模化が進むことが見込まれています。



今後の学校再編においては、これまでの取組や市教育委員会が実施している中学校区を単位とした小中一貫教育を踏まえた上で、国が推進する「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていくことを考慮し、現代の学校教育に求められる教育環境を確保する取組を継続していく必要があります。

このことから、市教育委員会では、令和6年9月に「茂原市学校再編審議会」に対して、「茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方（次期基本計画の骨子）」について諮問を行いました。審議会では、これまでの成果と課題及び学校や地域を取り巻く状況等を踏まえ、望ましい教育環境について様々な観点から調査審議が重ねられ、令和7年8月に答申が出されました。

そして、答申内容をもとにタウンミーティング及びパブリックコメントを実施し市民の意見を伺い、また、総合教育会議により協議・調整を行い、この基本計画【第二期】を策定しました。

3. 計画の位置付けと期間

本計画は、「茂原市学校再編基本計画（計画期間：平成 29 年度から令和 7 年度まで）」の成果と課題を踏まえ、小中学校の学校規模の適正化・適正配置等に関して、次の期間の取組にあたっての基本的な考え方を示したものです。

基本計画【第二期】は、児童生徒数の推計等から、15 年後の令和 22 年度（2040 年度）における学校の状況を見据え、茂原市総合計画など他の計画との整合性を考慮し、令和 8 年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 10 年間とします。

また、人口や児童生徒数の推計については、適宜、見直しを行い、地域住民・保護者等にその情報を提供し、共有していきます。

<学校再編計画の体系図>

	H29	R3	R8	R17
基本計画 (基本的な考え方)	学校再編基本計画 H29～R7 年度 (9 年間)		学校再編基本計画【第二期】 R8～R17 年度 (10 年間)	
実施計画 (統合校の組み合わせ)	第一次実施計画 H29～R2 年度 (4 年間)			
			第二次実施計画 R3～R7 年度 (5 年間)	

Ⅱ 茂原市立小中学校の現状と今後の見込み

1. 児童生徒数の現状と今後の見込み

(1) 学校ごとの児童生徒数の推移

令和2年度(2020年度)以降の学校ごとの児童生徒数は、以下のようになります。

①小学校

	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040
東郷小	458	363	268	199	184
豊田小	286	280	208	180	163
茂原小	313	277	253	241	244
西小	208	176	170	136	121
五郷小	264	179	134	132	121
鶴枝小	167	118	58	32	31
萩原小	575	543	522	569	565
中の島小	328	325	263	237	232
本納小	168	本納小 155	155	141	126
新治小	37				
豊岡小	188	108	69	56	47
東部小	566	549	486	417	415
二宮小	114	二宮小 182	172	156	132
緑ヶ丘小	154				
計	3826	3255	2758	2496	2381

②中学校

	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040
東中	388	402	302	250	209
富士見中	富士見中 392	375	303	250	245
西陵中					
茂原中	384	404	396	353	373
南中	441	414	南中 475	353	324
早野中	177	129			
本納中	219	194	108	95	96
計	2001	1918	1584	1301	1247

※R2、R7 は実績。R12 以降は推計。

(2) 児童生徒数の推計方法

①全体の児童生徒数

茂原市人口ビジョン（令和8年3月改訂）で用いられている国立社会保障・人口問題研究所の令和5年公表の値をベースに計算しました。

②学校ごとの児童生徒数

令和8年4月1日現在の住民基本台帳をベースに、コーホート変化率法により計算しました。なお、変化率については、令和3年度から令和8年度までの5年間の変化率を用いました。

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計の基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。

具体的には以下のようになります。

- ・まず、字と学区が概ね1対1で対応するものとし、学区ごとに住民基本台帳の人数を分けました。
- ・この学区ごとに、各年代における令和3年度から令和8年度の変化率を計算しました。
- ・0歳の出現率（≒出生率）については、令和3年度から令和8年度までの平均を用いました。
- ・この変化率及び出生率が今後も続くものとして、学区ごとの将来推計を計算しました。
- ・最後に、合計人数の整合がとれるよう、按分により調整しました。

2. 活力ある魅力的な学校づくり

(1) 小中一貫教育の推進

令和4年度に「茂原市小中一貫教育の指針」を策定し、令和5年度から、小学校6年間・中学校3年間という制度を維持しつつ、義務教育終了までを連続した学びの期間ととらえ、この9年間でどのような子供を育てたいのかを小学校と中学校が共有する小中一貫教育を推進しています。

小中一貫教育で目指す子供像として「ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子」を掲げ、「茂原学の探究」及び「英語教育の充実」を中心に各小中学校で取り組んでいます。

中学校区ごとに地域の特色を活かし、その子供像を学区内の小学校と共有し、児童生徒の交流、教職員の連携、家庭・地域との連携の充実を図ります。

(2) コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を令和8年度に導入し、学校と地域との協働体制の構築を図る中で、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」づくりに取り組んでいます。

これまでは、学校評議員制度を充実させ、開かれた学校づくりに取り組んできましたが、これを発展させ、地域住民等と協働した豊かな学びの構築を図ります。

Ⅲ 学校再編の基本的な考え方（基本方針）

1. 現代の学校教育に求められるもの

以前の学校教育では、効率的に知識・技能を身に付けさせるために一斉授業を中心とした教育が行われてきました。

現代では、グローバル化や情報化などの社会情勢の変化により、知識・技能を習得することのみを学びのゴールとするのではなく、身に付けた知識・技能を状況に応じて活用し、他者と協働して問題解決にあたる資質・能力が求められています。

一人一人の児童生徒に多くの知識・技能を確実に身に付けさせる上では、教員の目がゆきとどく少人数の中で、きめ細かな指導を行うことが適していますが、現代の学校教育では、これだけでは不十分で、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」といった育成すべき資質・能力の三つの柱をバランスよく身に付けることが必要とされています。

そのためには、グループ学習や探究学習・体験活動などの学習形態によって、多様なものの見方・考え方に触れる、協働的な学びを実践できる教育環境が必要となります。

2. 小規模校のメリットとデメリット

学校の小規模化によるメリット・デメリットには、以下のようなことが挙げられます。

（1）小規模校のメリット（学年1学級で学級の児童生徒数が少ない場合）

1学級あたりの児童生徒数が少ない場合には、教員の目がゆきとどき、個別に配慮がしやすくなります。

また、入学してから同じ集団で学校生活を過ごす中で、子供同士や教師とのふれあいの場を多くもつことで温かい雰囲気が醸成され、互いの個性をよく理解し、親密な友人関係を構築しやすくなります。

地域にとっても、一人一人の児童生徒を知ることができ、学校と結びつきやすくなります。

これらのことから、次のような学校教育上のメリットが考えられます。

- ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ②意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ④運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ⑤体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑥地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。

⑦児童生徒の家庭の状況、教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

(2) 小規模校のデメリット

適正規模を満たしていないような小規模校では、その規模によって課題は異なるものの、単学級のためクラス替えができないことで、友人関係が固定化されやすく、新たな人間関係を構築する経験が乏しくなる場合があります。また、配置される教職員が少なくなることにより、多様な価値観に触れることが難しくなったり、グループ別指導や習熟度別指導などの学習形態をとることが難しくなったりします。

学級の児童生徒数が少ない場合には、課題解決に向けて、多様なものの見方・考え方に触れ、他者との対話の中で合意形成を図り、自分の考えを広げたり、再構築したりする経験を積むことが難しくなります。

これらのことから、次のような学校教育上のデメリットが考えられます。

- ①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③協働的な学びの実現が困難で、多様な学習形態をとることが難しくなる。
- ④体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑤小学校では教科担任制を十分に実施できず、中学校では全ての教科に教職員を配置できないことがある。
- ⑥多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑦TT指導¹や少人数指導等の多様な指導形態をとれないことがある。
- ⑧教員と児童生徒との心理的距離が近くなり、教員に対する依存心が強まる可能性がある。
- ⑨切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。

¹ TT 指導とは、学級担当の教員が進める授業に、その教員とチームを組む他の教員が入り、児童生徒の習熟度などに合わせて担当教員を助力しつつ行う授業の形態。

3. 学校再編の考え方

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

一方で、小規模となった学校では、そのメリットを生かしデメリットを最小化するよう工夫した学校運営が行われており、また、災害時の避難場所に指定されているなど、地域コミュニティの核としての役割を担っている場合もあることから、統廃合には十分な配慮が必要となります。そのため、学校再編にあたっては、児童生徒数・学級数の将来推計とともに、学校を取り巻く状況等を総合的に考慮して検討を進める必要があります。

今後の学校再編においては、平成29年度から取り組んできた学校再編の基礎である「児童生徒の教育環境を最優先で、その上で地域や住民等に及ぼす影響について配慮が必要」の考え方を継承することとし、これまでの成果と課題を踏まえ、【第二期】における学校再編の考え方を以下のようにまとめました。

① 教育環境の充実を最優先

- ・協働的な学びの充実が図れる環境の確保
- ・子供の発達段階等を考慮した検討
- ・通学に対する配慮（通学手段、通学距離、通学路の安全性）
- ・通学区域（学区）の検討
- ・小中一貫教育を推進する環境の整備

② 再編にあたっての配慮

- ・地域協働²の考え方を重視
- ・再編に関する情報の発信、提供
- ・環境の変化に対する適切な緩和策の実施
- ・学校の施設・設備の充実
- ・跡地活用等に関する関係部局との連携
- ・市行政の方向性との整合

² 地域協働とは、茂原市まちづくり条例第3条第7号に定める「協働」の理念に基づき、学校再編において、地域住民、保護者、地域団体、学校関係者及び市が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、子供たちの教育環境の充実という目的を共有し、対等な立場で連携・協力することをいう。

4. 学校再編の基本方針

これまで述べた現状や推計、考え方を踏まえ、【第二期】における学校再編の基本方針を以下のように定めます。

① 協働的な学びのための教育環境

- ・子供たちが、将来に必要な資質・能力を身に付けることができるよう、集団の中で多様な考えに触れ、協働的な学びの充実を図ることができる教育環境の確保を目指します。
- ・学校規模の適正化にあたっては、各学校で規模に応じた学校運営を工夫していることを考慮し、それぞれの学校や地域の状況等を総合的に検討します。

② 地域協働による学校再編

- ・学校再編のプロセスに地域協働の考え方を導入し、市教育委員会と保護者・地域住民等とが、学校の目標やビジョン及び学校を取り巻く課題等を共有した上で、学校再編の検討を進めます。
- ・学校規模の状況、学校が抱える課題への対応策や教育の活性化等について、平常時から定期的に懇談する場を設けます。
- ・小中一貫教育の推進を踏まえ、中学校区を基本とした枠組みで、学校再編や通学区域（学区）の検討を行います。

③ 教育施設等の充実

- ・児童生徒が安心して学習できるよう、統合校の施設・設備の改修に努めます。
- ・再編により通学が遠距離になる児童生徒に対しては、スクールバスの導入など、通学手段を確保します。
- ・新しく通学路となる箇所を把握し、必要な整備を行うなど、通学における安全性を確保します。
- ・小中一貫教育の効果的な推進により、各学校や地域における教育力向上に努めます。

5. 望ましい学校規模「小中学校の適正規模」

平成 27 年 3 月の教育委員会会議において「茂原市立小中学校の適正規模」を定めました。この適正規模は、学校教育法施行規則に示された標準規模を基にしています。小中学校ともにすべての学年においてクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団の編成をしたり、同学年に複数教員を配置できるようにすることに加え、中学校ではすべての授業で教科担任による学習指導を行うことができるとの考えから定めたものです。これまでの基本計画では、この適正規模を学校再編の“指標”としていました。

現在では、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業の質的改善が求められ、多様な他者との協働的な学びの中で資質・能力を身に付けることができるような教育環境の整備が重要になっています。

このことから、「茂原市立小中学校の適正規模」については、今後の学校再編の検討においても、一定の集団規模を確保することが必要であることに変わりではなく、望ましい学校規模として捉えることとします。

茂原市立小中学校の適正規模（平成 27 年 3 月）

- ・ 小学校の学級数は、学校教育法施行規則第 41 条により 12 学級以上 18 学級以下（1 学年 2 学級～3 学級）を標準とする。
- ・ 中学校の学級数は、同法第 79 条ただし書にある「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」により 9 学級以上 18 学級以下（1 学年 3 学級～6 学級）を標準とする。
- ・ ただし、特別支援学級の学級数は除く。

6. 学校再編を検討する目安「許容できる学校規模の下限（許容規模）」

これまでの 9 年間の学校再編の取組により、統合校では一定の集団規模を確保することで学びの質の向上が図られるなど、成果を上げることができましたが、現在でも適正規模を満たしていない学校が複数あり、今後、多くの学校で小規模化することが見込まれています。

そのような中、これまでと同様に適正規模を“指標”として学校再編の取組を進めた場合には、学校が存在しない地域が広くなり、通学距離が遠くなるなど、学校の統廃合に伴って生じる課題が大きくなることが懸念されます。

現在、適正規模を満たしていない小規模校では、規模が小さいことのメリットを生かしデメリットを最小化するよう工夫した学校運営を行っています。

そのような状況においても、過度に小規模化が進んだ場合には、学校運営の工夫等だけでは小規模校のデメリットの軽減が難しくなり、子供たちへの影響が大きくなることが懸念されます。

そのため、適切な時期に学校再編に取り組むことができるよう、検討を進める“新たな指標”として「許容できる学校規模の下限（許容規模）」を設定しておく必要があります。

(1) 茂原市立小中学校の許容規模

許容規模の設定にあたっては、児童生徒の「学びの充実」の実現を中心に置き、現代の学校教育の視点、子供の発達段階の特性等の視点、学校運営の視点、市民アンケート調査の結果等から総合的に判断し、学校生活の基礎である学級の人数にも着目して、以下のように決めました。

許容できる学校規模の下限（許容規模）	
小学校	各学年1学級で、1学級15人程度 (全校児童90人程度)

小学校では、学級担任制のため、少人数でも効果的な教育活動を行うための人数規模が必要となります。1学級15人程度の規模の場合には、4人グループを4つ作ることができます。更に大きな人数規模が求められる体育科や音楽科などの教科では、8人グループを2つ作ることができ、充実した協働的な学びや集団学習を実施することができます。

許容できる学校規模の下限（許容規模）	
中学校	各学年2学級 かつ 全教科で教員を配置できる規模を目安とする

1学年2学級以上の場合には、クラス替えが可能になり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成することができます。学級同士が切磋琢磨する中で、より良い集団を目指す経験を積んだり、新たな人間関係を構築する力や社会の形成者としての基本的資質を身に付けたりすることができます。

なお、許容できる学校規模の下限は「各学年2学級」としますが、中学校は教科担任制であることから、免許外指導や非常勤講師による指導を解消し、全ての教科に教員を配置できる規模を目安とします。

(2) 学校規模ごとの基本的な方向性

許容規模を“指標”として学校再編を検討することを踏まえ、【第二期】における学校規模に応じた対応は、原則として、以下のとおりとします。

① 小学校

全体の学級数・児童数		基本的な方向性
1～5学級		複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。
6学級	学級15人未満 (全校児童数90人未満)	統廃合を検討する。
	学級15人以上 (全校児童数90人以上)	学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。
7～11学級		学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。
12学級～		

② 中学校

全体の学級数	基本的な方向性
1～2学級	複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。
3～5学級	クラス替えができず、教員を配置できない教科があるため、統廃合を検討する。
6～8学級	教職員の配置や学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。
9学級～	

(3) 複式学級について

極めて児童生徒数が少ない場合には、複式学級を編制することになります。

複式学級では、異なる学年で1つの学級を編制することから、教員は複数学年の児童生徒を同時に指導することになります。授業では、教員が一方の学年を指導している間、他の学年は児童生徒のみで学習を進めることになり、適切なタイミングで教員の支援を受けることが難しくなります。

また、児童生徒数が少ないことによる課題も顕著になります。

複式学級については、学習の制約が多く、課題が極めて大きいため、速やかに解消する必要があります。

7. 小規模校の活性化（課題解消の手立てや支援策）

適正規模を満たしていないものの、許容規模の範囲内であり、当面の間、学校を存続させる場合には、小規模校の課題の解消等に向けた個々の学校の工夫に加え、地域の支援や他校との連携など、学びを充実させる取組を講じる必要があります。

そのため、学校が抱えている課題や学校を取り巻く状況などに応じて、組織的な対応を行い、教育環境の改善に努めていきます。

8. 地域協働を導入した学校再編

近年、子供たちを取り巻く環境が急速に変化し、学校が抱える課題や地域の状況やニーズの複雑化・多様化が進んでいます。

このような状況下において、課題の解決にあたっては、地域住民等との連携・協働により対応することが推奨されています。「どのような学校で、どのような子供を育てていくのか」という学校の目標やビジョンを学校と地域が共有し、平常時から懇談を行う中で、学校再編の適否や小規模化の課題解決に向けた支援策等を検討していくような仕組みを構築することが必要です。

また、この地域協働の仕組みにより、学校が地域と一体となった学校づくりを進めていくことで、学校が統合した後においても、地域で学校を見守っていく体制が維持・強化されることが期待できます。

については、今後の具体的な学校再編の検討・立案を以下のように進めるものとします。

（1）地域協働による取組

学校再編の検討にあたっては、市教育委員会と保護者・地域住民等とが、それぞれの役割及び責務の下、十分な協議と理解に基づき合意形成を図っていく、“地域協働”によって取り組むこととします。

（2）中学校区を枠組みとした地域と学校の懇談会

日頃から定期的に、保護者・地域住民等と学校が、学校の目標やビジョンを共有し、学校が抱える課題への対応策・支援策の検討や、小規模校における教育の充実方策等について、懇談できる場を設けます。懇談の枠組みは、小中一貫教育の推進やまちづくりの視点から、原則として中学校区で行うものとします。

（3）合意に基づく実施計画

統合の具体的な組合せを示す実施計画は、地域協働による協議・検討を経て合意が得られた場合に策定します。関係者間で十分に意思疎通を図りながら協議を行い、意見の調整が行われることから、ニーズを的確に反映した実施計画とすることができます。

進め方のイメージ

(注：イメージであり、地域によって進め方は異なる)

1. 地域協働による、合意形成段階

学校再編とは関係なく行う

(1) 地域と学校の懇談会 (平常時から定期的に開催)

<原則として中学校区ごと>

- 懇談会の持ち方(参加者、開催頻度等)は、各地域の状況による
 - ・学校を取り巻く課題などの共通認識、ビジョンの共有
 - ・学校が抱える課題に対する対応策、支援策の検討
 - ・児童生徒数の現状や将来推計などの情報提供

共有

地域に情報発信

(2) 検討会議 (学校の小規模化への対応など、必要とされた場合に開催)

<当該学校区ごと>

- 地域と学校の懇談会から適切に接続する
 - ・「許容規模」を踏まえ、学校再編を含めた小規模化への対応策の検討
 - ・地域の意向をまとめる

十分な理解

(3) 代表者会議 (地域の意向として、統合が望ましいと判断した場合に開催)

<学校の組合せごと>

- ・当該学校統合について協議・検討
- ・代表者会議の意向をまとめる

合意

2. 実施計画の検討段階

審議会による調査審議

3. 実施計画の計画策定段階

実施計画の策定

4. 統合の準備段階

統合準備委員会の設置
必要な学校環境の整備
条例の改正

5. 統合

9. 通学区域（学区）の検討

本市の学区編成には、小学校から中学校に進学する際に、複数の中学校に分かれる小学校があります。このような状況は、小学校から中学校への円滑な接続や、小中一貫教育の推進の観点から望ましい形ではないことから、学校再編の取組と合わせて検討していく必要があります。

通学区域（学区）の検討を行うにあたっては、それぞれの地域において留意すべき事項があることから、地域協働による十分な協議と理解の中で検討していくこととします。

10. その他

- 地域協働の取組を進めるにあたって、教職員の負担が増加することがないように留意し、地域協働の仕組みが定着するよう努める。
- 統合校では児童生徒数が増加することから、学童クラブの充実などの子育て支援策の推進について、関係機関と連携を図る。